

第85回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成30年12月4日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 発議第 4 号 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書（案）
日程第 5. 発議第 5 号 消費税増税 10%引き上げ中止を求める意見書（案）
日程第 6. 報告第 5 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
日程第 7. 議案第 84 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について
日程第 8. 議案第 85 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の変更について
日程第 9. 議案第 86 号 町有財産の無償貸付けについて（みどりの健康舎ゆう・あい・いしい跡地）
日程第 10. 議案第 87 号 町道路線の変更について
日程第 11. 議案第 88 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 12. 議案第 89 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
日程第 13. 議案第 101 号 佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14. 議案第 90 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 15. 議案第 91 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16. 議案第 92 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 17. 議案第 93 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 18. 議案第 94 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 19. 議案第 95 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 20. 議案第 96 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 21. 議案第 97 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 22. 議案第 98 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 23. 議案第 99 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 24. 議案第 100 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 25. 同意第 3 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 26. 請願第 4 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書
日程第 27. 委員会付託について
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（山本幹雄君）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 85 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、お

そろいでご参集を賜り、まことに御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会には、発議2件、専決処分に関する報告1件、組合規約の変更1件、条例の一部改正などの議案6件、平成30年度各会計補正予算案議案11件、同意1件、請願1件の計23件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

いよいよ、師走に入りまして、今年も、あと1カ月を切りました。

今年は、長期予報でも暖冬という予報が出ておりましたけれども、その予報のとおり非常に暖かい日が、ずっと続いてきております。今日も、昨日から天候が不安定で、また、午後は、かなり荒れるというような予報なんですけれども、これも暖かいといえますか、通常であれば雪になるような季節なんですけれども、かなり雨が降るということでありませう。

ただ、11月、非常に天候が、そういうことで雨がなくて、ご覧のとおり河川のほうもかなり水が減っております。これから、お正月迎える中で、水不足ということが、本当に一番心配をしますので、ある意味では、この雨、少したっぷりと降ってほしいなという思いがするんですけれども。

ただ、この天候が、この雨がやむと、今週末あたりから一気に寒くなるという予報も出ております。今年も非常に異常気象、ずっと続いているということで、暖かくぐっとなったり、また、急激に寒くなったりということで、ドカ雪のような雪が降らなければいいなというふうに思うんですけれども、そういう異常気象の中で、また、年末を迎えるということでもあります。

そうした中で、今回、議会、いろいろとまた、補正予算をはじめ条例案件提案をさせていただきますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

少し、時間をいただきまして、ちょっと近況を報告させていただきますけれども、町としても12月にこうして入った中で、来年度に向けての予算編成、これも少し去年から早めに編成作業に入っております、11月いっぱいぐらいで各課から来年度に向けてのいろんな事業にかかる予算の要求を出させて、それをとりまとめながら、年明けに、私のほうで、最終的ないろいろと査定をしていきたいということで、進めております。

来年度も朝霧園の改築とか、そういう大型事業も予定をさせていただいておりますので、総額予算としては、大体130億円、今年度よりか若干増えるぐらいな予算編成になろうかというふうに思っておりますけれども、おかげさまで収入のほうも早期の起債の償還なんかも行っております。ただ、そういうものも交付税として算定を受けられますので、かなりその交付税額というものも確保ができますので、必要な収入は、予算は確保できるというふうに見通しを、今立てております。

そうした中で、国におきまして、既に大体骨格が決まっておるわけですが、来年度予算に向けて、先般11月は、私もたびたび東京のほうに、各省庁、また、国会議員への要望というような形で行かせていただきました。

国の予算も、報道でもされておりますけれども、こうした大きな災害が次々と全国的に発生もしておりますし、また、来年は消費税が10パーセントに上がるということで、それに対する景気対策とか、その対策、そういう面も含めて、かなりの大型の予算になるということでもあります。

ただ、私ども、何回も行って、いろんな団体からの要望という形で国交省、また、総務省や農林省、林野庁とか、それぞれ行かせていただき、また、それをとりまとめる財務省ですね。やはり、最終的にやっぱり財務省がお金を握っているわけなので、財務省の主計官、主計次長をはじめ、主計官にも何回も面会をさせていただき、直接、要望もさせていただくというような形の機会もつくっていただきました。

国のほうとしても、そうした、こうした災害が、非常に次々と全国的に大きな災害が発生する中で、防災対策、また、治水、河川の改修とか砂防、こういう面での対策とか、また、山林、森林関係の予算等についても理解はしてくれるんですけども、ただ、やはり総額として大きな予算になるとしても、どうしても社会保障費というのが伸びが非常に大きい。そういう面で、なかなかいわゆる建設費、土木費にかかわる予算というのが、なかなか増えてこないというのが現状です。

それと、来年度、次の 32 年度からになるんですけども、今、税調というのが開かれております。そこで税制について、非常に審議をされているわけですが、それが一番、私たち町にとって、一番大きな影響があるわけです。

一番、その中で主なものは、今、大きく課題になっております車体課税、車にかかる税金、これとゴルフ場利用税です。これも非常に厳しい状況で、景気対策とか、産業界からは、車の車体課税とかそういうものを、もっと安くするとか撤廃するとかいうような、非常に、そういう要求が強いわけですが、それがもろに、また、税に返ってきまして、安定した町の税というものが、これが確保できなくなれば、一番大きくこたえるわけですから。また、ゴルフ場利用税も国会議員の中で、非常に意見が分れておまして、スポーツに税金をかけるべきではない。そういうふうな意見が強いわけです。そういう中で、ゴルフ場利用税というのは、特に、私とこ佐用町でも 5 カ所のゴルフ場が、まだ、営業しているわけでありまして、これも安定した税の形で見込めるわけなんですけれども、それがなくなれば、それにかわる代替えの財源をどうするか。これに対して、国会議員の話も、それは税としては廃止しても代替えの財源を確保することを考えたらいんだというようなことを言いますが、なかなか簡単に新しい税なり財源を確保するのが難しいのが現状です。

森林環境税におきましても創設、いろいろと要求、運動をして、やっと 30 年かかって新しい税が、やっとこれできたというのが現状なので、そういう意味で、今ある制度、それをやはり何とか堅持していただきたいと。所要額というものを、しっかりと、それは確保してほしいということ、かなり要求をしてきたところです。

そういう中で、来年度に向けて、町としては、限られた財源になってきますけれども、その中で精一杯の予算を編成をしていきたいと考えておりますので、そういう面で、3 月には、また、予算を提案をさせていただきますけれども、それぞれ、また、よろしく願いたいと思います。

報告を兼ねまして御挨拶とさせていただきます。以上です。

議長（山本幹雄君） ただ今出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 85 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長であります。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。9番、岡本義次君。10番、金谷英志君。
以上の両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（山本幹雄君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月4日から12月21日までの18日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月4日から12月21日までの18日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第3、行政報告に入ります。
行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

議長（山本幹雄君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思えますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．発議第4号 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書（案）

議長（山本幹雄君） それでは、日程第4、発議第4号、防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書（案）についてを議題とします。
提案に対する提出者の説明を求めます。産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

〔産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） おはようございます。

それでは、事前に配付していただいております意見書（案）の朗読をもって説明とさせていただきます。

防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書（案）。

近年、豪雨や地震による大規模災害が頻発している。本年だけでも、6月の大阪府北部地震、7月豪雨、8月の台風第20号、9月の台風第21号、さらには北海道胆振東部地震が大きな被害を引き起こしました。海水温上昇によるスーパー台風発生の可能性が高まるとともに、南海トラフ地震の発生確率が70から80パーセントに引き上げられるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない状況にあり、防災・減災に対する取り組みを最大限加速させる必要がある。

本年6月に土木学会が発表した「「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書」では、事前に公共インフラ対策を行うことにより、経済被害が3分の1から6割程度軽減できることが示された。また、7月豪雨では、国や県において取り組んでいた河川整備や砂防堰堤などの防災対策の効果が発揮された。

このことから、災害被害の軽減、災害後の経済活動の迅速な復旧につながるインフラの整備、老朽化対策、適正な維持管理をさらに推進していく必要がある。

よって、国におかれては、防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

1、発生確率が高まる南海トラフ地震や日本海側の津波に備えた「事前防災」の観点から、対策に必要となる予算措置を講ずること。

2、平成30年7月豪雨、台風第21号など、激甚化・多発化する災害を踏まえ、防災事業を計画的に実施していくため、治水対策、高潮対策、土砂災害対策、道路防災対策などに必要な予算措置を講ずること。

3、災害時の機能保全、安全性確保の観点からも、社会基盤施設の老朽化対策や適正な維持管理に必要な予算措置を講ずること。

4、「国難」をもたらす巨大災害に備え、発災後の救援支援活動への支障や社会経済活動の機能不全などを回避するために必要となる交通・運輸基盤の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣。

以上で、説明終わります。何とぞ、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（山本幹雄君） 発議第4号に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから発議第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより発議第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第4号、防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

日程第5．発議第5号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書（案）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第5、発議第5号、消費税増税10パーセント引き上げ中止を求める意見書（案）についてを議題とします。
提案に対する提出者の説明を求めます。金谷英志君。

10番（金谷英志君） 発議第5号、消費税増税10パーセント引き上げ中止を求める意見書（案）の提案説明を行います。

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。増税と年金カット、医療・介護などの社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっています。

厚労省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続減少しています。個人消費も前年同月比3.9パーセント減で、4年連続減少しています。

また、日銀事務局によれば全国で35パーセントの世帯が無預金とのこと。全国の生活保護受給者は、平成29年度で164万世帯214万人です。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税されます。消費税は生活費課税です。

ところが政府は平成31年10月の消費税率10パーセントへの引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していません。税率10パーセントへの引き上げで1人当たり年間2万1,500円、4人家族で1世帯当たり8万6,000円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5パーセントから8パーセントになったときの大不況が再来することは明らかです。

加えて税率引き上げと同時に実施するとしている軽減税率には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8パーセントに据え置かれますが、運送費や加工費、宣伝広告費など、10パーセント分は値段は値上がりします。また8パーセントと10パーセントの線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入を予定されるインボイス・適格請求書制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

記、1、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

議長（山本幹雄君） 発議第5号に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから発議第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林議員。

5番（小林裕和君） 今回は、引き上げることによって、軽減税率の導入、また、経済の減速を防ぐための各種施策は、わかりにくく複雑で、また、中小企業に多大な負担をかけるものだというふうに考えて、難点はあると思って理解はできるんですけども、少子高齢化が進む現状の中で、社会保険料と社会保障費の財源をどのように確保されるのかというのを伺いたいと思います。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10番（金谷英志君） 政府が消費税導入する時もそうですけれども、3パーセント、5パーセント、8パーセントというふうに、そのたびごとに社会保障の財源とするということであったんですけども、実際は、消費税は、社会保障に充てられていないのが実態です。これまで、社会保障費に充てた分が、減税された分が、これまで消費税が累計で372兆円だったんですけども、社会保障の分については、その分充てるといっていたんですが、一方の税制のほうで、法人3税の税収累計が291兆円というふうに、一方で法人税の減税というふうになっていますから、社会保障全部全てが、今まで消費税を充てられたということではない。実態は、社会保障に充てられた消費税ではなかったということを申し上げたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） その社会保障の財源を確保というのは、消費税以外で、どのようなもので確保されるのかというのが、ちょっとお伺いしたいんですけど。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 先ほど言いました法人税の累計が291兆と言いましたけれども、大企業に対する税制負担を求めたい。それから、株取引などの商取引に関しても税制を確保したい。それから、富裕層に対する課税強化ということで、普通の一般消費者がするようなことよりも富裕層、あるいは大企業に対する税制を改革して、これを社会保障分に充てるといふ財源の提案がしたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） すみません。今のご答弁で、法人税等の話がありました。法人税に依存するということになれば、倒産する中小企業が増大するおそれがあったり、社会的な経済損失が大きくなるということは考えられます。そのへんのことは、どのようにお考えでしょうか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 先ほど言いましたように、大企業の法人税負担などを増やした場合、企業の国際競争力が減るのではないかというふうな議論もされています。その場合の実態を、ちょっとお話したいんですけども、日本の大企業が現在負担している税金は、それほど高くないんですね。国税庁の資料から試算すると、資本金10億円以上の法人と連結法人を合わせた大企業が2016年度実質的に負担した法人税は10.4パーセントにとどまっています。

一方で、研究開発減税や外国子会社配当益金不算入など、大企業に手厚い優遇が、税制されています。

それから、大企業減税にメスを入れても、大企業にせめて中小企業並みの税金を負担することを提案しています。

財政基盤の豊かな大企業が中小企業並みの税負担をしたからといって、国際競争力が落ちるということはありませんし、実際、大企業のアンケートを見ますと、企業が海外進出に行くのは、内閣府の調査ですけれども、企業行動に関するアンケート調査、製造業の上場企業が海外に生産拠点を置く理由のトップが「現地・進出先近隣国の需要が旺盛又は今後の拡大が見込まれる」と、海外進出については、需要がそこであるからということが74.8パーセントを占め、現地政府の産業育成、税制、融資等の優遇措置があるのは、わずか4.4パーセントですから、大企業に応分の負担を求めても国際競争力が減るなり、それから、大企業の売り上げが減るなりということはありません。むしろ、かえって内部留保が、この間、増えている状況ですから、大企業についても応分の負担を求めても、私は、十分、企業のほうはやっていけると思います。

議長（山本幹雄君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、2番、児玉君。

2 番（児玉雅善君） 消費税増税 10 パーセント引き上げ中止を求める意見書（案）に賛成の立場から討論します。

安倍政権は、来年 10 月から消費税の 10 パーセント引き上げを目指しています。消費税は、30 年前の 1988 年に導入が決定され、89 年 4 月に 3 パーセントで開始されましたが、財源の確保や社会保障対策を理由に 5 パーセント、8 パーセントと引き上げてきました。

しかし、実態を見れば、それらの理由は破綻し、増税のたびに消費の落ち込みが景気の悪化を招きました。導入・増税の口実が崩れ去った消費税増税は中止すべきです。

消費税は、低所得者ほど負担が重い逆進的な税金です。一方、所得税や法人税の最高税率引き下げや累進制の緩和がされ、大企業や高額所得者の負担は減りました。

消費税導入から 2017 年度までの消費税収は 349 兆円に上るのに、減税などによる法人税の減収は 281 兆円です。消費税収の 8 割は法人税減税・減収の穴埋めに使われ、安定財源の確保や社会保障対策の財源としては役立っていません。安倍政権だけでも大企業に 4 兆円以上の減税をしています。

安倍政権が 8 パーセントに引き上げる際、「消費税収は、社会保障にしか使いません」と大見えを切りましたが、安倍政権になってからの 6 年間に、社会保障予算は 3.9 兆円も削減され、毎年増え続けた軍事費は 5 兆円を突破しています。

来年の増税の際、食料品の税率を据え置く複数税率導入やカード利用で「ポイント還元」を行うとありますが、制度が複雑で混乱が拡大しています。複数税率に対応できる専用レジやカード決済などに対応する新たな設備や体制も必要です。中小零細企業に大変な負担を強いるものです。

政権内部からも批判の声が上がっています。藤井 聡内閣官房参与は、消費税中心の財政再建論に対し、内需拡大による財政再建を主張し、「10 パーセント増税は日本経済を破壊する」と明言。実質賃金が低いデフレ不況下での増税は内需が縮小し、税収が悪化してかえって財政再建できないと批判。富裕層や大企業への応能負担分を財源として、内需拡大による経済再建を訴えています。

百害あって一利なしの消費税増税は、中止しかありません。

国で決めたことだからということで、そのまま受け入れるのではなく、国民の多くが反対していることには、その意見を、その思いを、地方自治体としても、また、町議会としても、はっきりと国に伝える。それこそが、住民の皆さんの付託を受けた地方自治体の議員、または議会の役目だと思います。

本町においても引き上げ中止の意思を中央に届けるため、本意見書を採択されることを強く求めて賛成討論とします。以上。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありますか。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5 番（小林裕和君） 反対でよろしいですか。

議長（山本幹雄君） はい、すみません。反対討論をお願いします。

5 番（小林裕和君） 先ほどの質疑でも申し上げましたとおり、各政策については、中小企業に多大な負担をかけるという難点があることは理解しています。

しかし、少子高齢化が進む中で、社会保険料と増大する社会保障費の確保は急務であり、消費税が税収に安定している経済動向に左右されにくいということを考えれば、引き上げやむなしということで、本案に反対いたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありますか。

[石堂君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） 反対討論でよろしいですか。

議長（山本幹雄君） はい、反対討論で。はい。

8番（石堂 基君） 消費税増税 10 パーセント引き上げ中止を求める意見書に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの質疑でも明らかなように、今回の意見書内容について、本体の消費税の導入、これは 2015 年に決まって、それ以降、2 度の延期を経て、今回になっています。

今回の実施に向けては、軽減税率の導入であるとか、あるいは、その増税分の使い道の変更等も十分に国において議論されております。特に、増税分の 4 兆円分のうち、1 兆 7,000 億円程度は保育料等の無償化を中心にした子育て、教育に充てられようとしています。

こうした社会保障の充実を私たちも求めるものであり、さらには持続可能な国の財政を望む立場から、この意見書には賛成することができません。

多少の傷みはあるものにしても、将来を考える場合、増税はやむを得ないものだと認識しております。

以上、反対の立場で討論を終えます。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 私は、本意見書案に賛成の立場から討論を行います。

来年 10 月からの消費税 10 パーセント増税を予定どおり実施すると表明して、1 世帯当たりにして 8 万円の負担が増えると試算されています。

政府は、全世帯型社会保障をつくるために消費税を増税すると言っていますが、やろうとしていることは、後期高齢者医療制度の窓口負担引き上げ、介護保険のさらなる改悪、児童手当の給付対象から多くの共働き世帯を除外するなど、全世代に負担を押しつけるものです。

今回の増税に伴って、飲食料品など生活必需品の税率を据え置く軽減税率を導入すると言っていますが、軽減と言っても 8 パーセントは変わりません。

また、クレジットカードで買い物すれば、ポイントで 2 パーセント分を還元するというのもカードを利用しない人たちにとっては何の恩恵もなく、クレジットカード業界が手数料で大

もうけをするだけです。

今でも暮らしが厳しいのに、10パーセントなどとんでもない。また、大もうけをしている人に対して減税し、庶民には増税という、こういうひどい増税に対して反対の声が圧倒的です。

その立場から消費税増税を、引き上げることに反対するこの意見書案に、私は、賛成いたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより発議第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、少数です。よって、発議第5号、消費税増税10パーセント引き上げ中止を求める意見書（案）については、否決されました。

日程第6．報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第6に入ります。

報告第5号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第5号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、農林振興課職員の運転する公用車と相手方の軽自動車とが接触をして、相手方車両が破損した損害につきまして、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告を申し上げます。

事故の概要は、平成30年8月27日午後3時20分ごろ、佐用町佐用488番6地先の国道179号線におきまして、農林振興課職員の運転する公用車の右前部側面と、国道向かい側店舗駐車場より発進した、相手方の軽自動車の左前部が接触したというものでございます。

職員は、通常に運転をしていたわけですが、車両が動いていた点から過失割合が発生をいたしましたので、町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を15パーセントとし、相手方に対して車両修理費等の15パーセントに相当する額として、5万58円を支払う内容で、10月31日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例の規定により、損害賠償の額を定め和解することにつきまして専決処分をいたしております。

また、和解に当たりまして、相手方より町公用車の損害額22万422円のうち、相手方の過失割合の85パーセントの相当額に当たる、18万7,359円の支払いを受けることとなっております。

こうした事故は相手方もありまして、なかなか避けきれない場合もございますが、職員に対しましては、より一層の安全意識をもって安全運転に努めるよう引き続いて指導をしてまいり所存でございます。

以上、報告を申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 確認いたします。これ、どちらも、けがはなかったんやね。それが1つ。

それから、相手が85ということで、相手が多分、全面的に悪かって、公用車にぶち当たったような格好だろうと思いますけれど、役場の公用車は22万何ぼかしらん要った。相手の車は何ぼぐらい修理に要ったんかということと。

最終的には、保険で出たと、この3つについて、お伺いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森下総務課長。

総務課長（森下 守君） それでは、お答えします。

1点目につきましては、物損事故のみということで、けがのほうはございません。

それから、2点目の総額でございますけど、相手方の車の損害額は33万3,720円でございます。

それから、双方の修理につきましては、保険等で、その比率で対応はできております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第7．議案第84号 播磨高原広域事務組合規約の変更について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第7、議案第84号、播磨高原広域事務組合規約の変更についてを議題とします。

議案第84号に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程いただきました議案第84号、播磨高原広域事務組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

たつの市、上郡町、佐用町の1市2町で構成をしております播磨高原広域事務組合は、学校、上下水道や火葬場等の運営に加えて、企業誘致や人口定着の促進、にぎわいづくり

など、まちの活性化に取り組んでまいりました。

今回の規約変更は、平成 29 年度で、まちびらきから 20 周年を迎えたことから、より一層の一体感と地域連携を図り、参画と協働によるまちのにぎわいづくりを進めるため、第 3 条、組合の共同処理する事務の第 1 項に「播磨科学公園都市のまちづくりにおける関係市町その他関係機関等との調整に関する事。」を加えるものであり、施行日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日からとするものでございます。

この規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に許可を受けなければならないと規定されており、その協議につきましては、同法第 290 条の規定により、地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりますので、本議会に上程をさせていただき審議をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 議案第 84 号に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 84 号の組合規約の変更につきましては、地方自治法第 290 条に「関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と規定され、また、その議決に際しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条に「議決をする前に、当該関係地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない」と規定されています。

よって、議案第 84 号につきましては、佐用町教育委員会の意見聴取を行い、その回答をもって、12 月 14 日の本会議において、質疑・討論・採決を行いますので、これで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 8．議案第 85 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の変更について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 8、議案第 85 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の変更についてを議題とします。

議案第 85 号に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 85 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この賦課金につきましては、毎会計年度、町が共済事業を行うのに必要とする事務費に充てる費用といたしまして、共済加入者に賦課するものであり、平成 30 年度分につきましては、平成 30 年 3 月 6 日の第 80 回佐用町議会定例会において議決をいただいておりますが、次の 2 点について変更しようとするものでございます。

まず、1 点目が、農業災害補償法及び佐用町農業共済条例の改正に伴い、現行の家畜共済では、「乳用牛等」と「肉用牛等」に分けておりましたが、平成 30 年 12 月 31 日までの適用となり、平成 31 年 1 月 1 日以降は「死亡廃用共済」と「疾病傷害共済」に分離す

ることとなりましたので、家畜共済割の賦課単価を、「死亡廃用共済」が1,000分の3.0、「疾病傷害共済」が1,000分の30.0の割合に設定しようとするものでございます。

2点目といたしまして、農業経営収入保険の加入に伴い共済関係を解除される場合は、当該共済に加入されていた期間に相当する額を賦課金とするものでございます。

佐用町農業共済条例第5条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 議案第85号に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第85号につきましては、本日即決とします。

これから議案第85号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） この賦課単価の率なんですけれども、従来、乳用と肉用の場合でしたら、1,000分の5ということで、種類によらず同じ率だったと思うんですけれども、今回、その死亡廃用と、それから疾病傷害に分れた時に率が極端に違いますよね。1,000分の3と1,000分の30ということで。この率の算出根拠といいますか、例えば、廃用については、非常に件数が多いとか少ないとかという、そういうところになるのか、それとも保険対象となるとこの事務的な総額、そこらあたりから見込んで、疾病傷害のほうが、かなり件数が多い、少ない、そのへんが根拠になるのかなと思うんですけれども、その点だけ、お伺いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） はい、お答えいたします。

その基礎に、今回の賦課の基礎となりますのが、今度の1月1日から2つの分類に分かれると。死亡廃用と、それから疾病ということで分れますのが、死亡廃用につきましては、今、牛の単価が非常に高くなっております。でございますから、死亡した時には、その共済支払額が相当高いものになると。

それから、疾病傷害につきましては、費用負担のほうが、死亡廃用に比べますと安い状態で医療費の負担ということでございます。

今までの保険自体が、それをどんぶりとして賦課をしていたというところで、若干、無理があったと。死亡が多い農家様、それから、死亡が少ないけれども疾病が多い方、いろいろ状況に応じて不公平が生じていた面もございますので、今回、本来、別々であるべき保険を分離するというところで、1月1日から分けるということで、6月の条例改正の時に、ご説明をさせていただきましたけれども、そういった観点から高い共済金額に対し、賦課単価のほうは安くなり、それから、疾病のほうにつきましては、共済単価が低い状態でございますので、事務費としましては、率的に高くなるということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） そしたら、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） そしたらね、死亡したり、疾病した該当数というのは、去年いうのか、何ぼぐらいありました。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） すみません。疾病と死廃にわけての集計というのを、ちょっと今現在持ち合わせておりません。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

9番（岡本義次君） 後で教えて。

議長（山本幹雄君） 後で、ちょっと調べておいてください。
ほかありますか。
ほか、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第85号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第85号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第85号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の変更については、原案のとおり承認されました。

日程第9．議案第86号 町有財産の無償貸付けについて（みどりの健康舎ゆう・あい・いしい跡地）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第9、議案第86号、町有財産の無償貸付けについて（みどりの健康舎ゆう・あい・いしい跡地）を議題とします。
議案第86号に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 86 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

旧ゆう・あい・いしい跡地につきましては、跡地利活用の募集を行い、提案のありました合同会社ティー.エス.ビー代表社員榎本拓郎（えのもとたくろう）氏を交渉権者として調整を行ってまいりました。

合同会社ティー.エス.ビーは、飲食店経営に実績のある会社で、現在はテクノの「カフェレストランすばる」を経営中であります。

ゆう・あい・いしいの施設機能をそのまま活用して、宿泊施設及びレストランとして地域密着型の経営と雇用を計画されており、速やかに営業を開始したいとの意向であります。

貸付財産は、土地 2,400 平方メートル、建物は、木造 2 階建て床面積 467.78 平方メートルの本館棟、木造平屋建て床面積 96.39 平方メートルの倉庫棟及び木造 2 階建て床面積 623.79 平方メートルの宿泊棟であり、これら旧ゆう・あい・いしいに係る土地及び建物を 5 年間、無償で貸し付けるするというものでございます。

以上、それぞれ土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 議案第 86 号に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 86 号につきましては、本日即決とします。

これから議案第 86 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 2 番、児玉君。

2 番（児玉雅善君） 先日、議会報告会、上石井で開いた際に、お聞きしたんですけれども、あのゆう・あい・いしいと、それから、あのドーム、それから、体育館の水道の配管の件なんですけれども、ドームの水道がゆう・あい・いしいを経由した配管になっているということで、7月のキャンプの時に、ドームの水道が、そのままでは使えなかったと。だから、体育館のほうから、中へホースを引いて水道を引くような工夫をされたそうです。結果的には、大雨の影響でキャンプは中止になったんですけれども、この際、水道管をゆう・あい・いしいと、ドーム、体育館、これらを別個の配管にするようにする必要があるのじゃないかということをお話されました。私も、そのように思います。

その点、配管のほう、どうなるのでしょうか。お聞きます。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 現在は、旧ゆう・あい・いしいを休館としておりましたので、水道も閉栓、とめておりましたけれども、実際、今後、ゆう・あい・いしい、建物を活用していただいて、貸し付けして、営業をしていただく。その中で、ゆうあいドーム等も、やはり一体的に、そちら管理もし、また、活用もしていただきたいというふうに思っております。

ただ、これから、地元地域とも話し合いをして、細かい、お互いの約束事、協定をした

と思いますけれども、地域としても、そうした施設を活用されると、そういう点については、お互いに協力しながら、調整しながら使っていただくという形になりますので、そうしたドームで使う水道、通常は、ほとんどドームは水は使いません。そうしたイベントがあったような時に、少し使うと、その分の費用負担とか、そういう点についても、それは今後、こうして貸し付けしたところの方と、そういう場合には、若干の費用を負担するのか、無償で貸してもらうのか、その点は、話し合いをすれば、それで約束事として、使用には差し支えないというふうに、私は思っております。

簡単に、水道栓を別に引いて、分離することができるのであれば、それも1つの方法なんですけれども、ただ、費用も相当かかります。そうした費用かけてまで、そういうふうにする必要があるかどうかということ、このへんは、やはり十分に考えなきゃいけないことですし、先ほど申しましたように、あそこのゆう・あい・いしい本体の活用においても、ドームでいろいろと来て、例えば、グラウンドゴルフをしたり、そうした中での活動をしていただくような団体なんかを誘致をして、宿泊をしていただくとか、そういうことも、今後の経営の中で、取り組んでいただくということを考えておられますので、そのへんは、これからの協定、細かい約束事を、きちっと決めた上で、契約をいたしますので、その中で解決をいたします。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
はい、ほか。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4番（千種和英君） 本日、配付してありました提案書の中で、イの利活用の概要のところですね、2番目に書いてあります工事内容及び解説までのスケジュールの中に、キッチン内の修理修繕及び新規・機材購入とございますが、これ貸し付けするに当たりまして、費用負担というのは、これ町当局のほうにされるのか。相手方にされるのか。どのような契約になっているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 基本的に現在ある建物を、無償で貸し付ける。後の改造とか、そうした設備の更新、そういうものは、当然、今度の貸し付けた、経営される方に負担をしていただくということです。

ただ、現在もお風呂とか、若干、建物で傷んでいるところもあります。使用ができない。不可能なようなところ。そうした建物の修理が、当然、当初から必要であるようなところ、その点については、最低限の修理はして、貸し付けをしたいというふうに考えております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4番（千種和英君） 最低限の修理にはなるんでしょうけれども、それ概算でどれぐらいかというのは出ているんですか。出ているようだったら教えていただきたいんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も、当然、施設をずっと見てまわって、どこが必要かというのを見て回りましたけれども、予算としては、若干、予算を置かせていただいておりますけれども、どれだけの費用がかかるかというのは、修理内容によって、今のところ、これから、そうした設備業者さんなりに調査していただいて、それが使用可能かどうかを確認するという中で、必要なところというのが最終的に確定していきますので、今のところわかりません。

ただ、そんなに高額な予算を考えては、当然ありません。

それから、外も1年半以上、2年近く放ったままになっております。そうした、いわゆる植栽、中庭にあるようなところなんか全部気が伸びっ放しになってしまって、そういう状態なので、それは当然、今まで、ある程度やっておかなければならなかったこととして、若干のそうした手入れだけは、こちらでして貸し付けるという形をとらないと、そのへんは、ちょっと、あまりにも放置されたものをそのまま、あと全てを、今後の貸し付けた方に負担させるというのは、それはちょっと、町としても適切ではないなというふうに思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 今度のディー.エス.ピーというのは、何かテクノのほうでレストランか何かやられて実績があると聞いておりますが、ほかテクノ以外には何かされておるところがあるのかということが1つ。

それから、長谷へ行った時も小野の駅のこと、地域の方が、全然どうなっておるのかわからん。音沙汰も、最近、何も聞こえてこないし、見えないということでございますので、この石井だけじゃなくって、貸せたところについては、3カ月に1回ぐらいは、その地域のセンター長に、こういう経緯で、今、どんな状態であるということを、やっぱり報告してもらわんと、地域の人も、どうなっておるんや。どうなっておるんやというようなことが声が出ていますので、そこらへんは、今後、どのようにされますか。やっぱり、3カ月に1回ぐらいは、報告を求めるべきじゃ思うんですけど。ここだけじゃなくってね、貸したとこ、ほかの分についてもですよ。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 貸し付けをさせていただいて、建物は、そこにあるわけですから、当然、この新しく経営されるとしても、ゆう・あい・いしい、地元で経営をされるわけです。ですから、地域の方にも協力をしていただかないと、これ運営もうまくいかないというふうに思います。

そういう意味で、定期的に規定をして、報告会してとかいようなものは、これは通常見ただけであれば、地域との密接な関係の中で、経営をしていただくということがしていただければ、そういう心配もないというふうに思います。

それから、ほかの貸し付けしておるところにつきましても、町としては、きっちり報告を、年に1回は状況を報告していただくという形をとっておりますので、それについては、地域からも、こちらにも問い合わせがあれば、そういうことで、状況については、報告を、また、地域にも返させていただきます。

それから、ここの今回、貸し付けを予定しているところにつきましては、そうした飲食業として、昔は、前は、勤めで、そういうところで勤務されていたと。その中で、委託を、専門的に、その責任者として、テクノでレストランを運営してきたと。そして、今、独立して、今、テクノでカフェを運営をされていると、そういう経験を持っておられます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 6番、廣利君。

6番（廣利一志君） 私は、基本的には、旧ゆう・あい・いしいは、拠点施設であったと。で、以前の事業の内容と、今回の事業者の内容は、飲食と宿泊と、基本的には同じ内容でやっていくと。

で、事業主体が、結局、地元の方から、今度、提案を受けた事業者が変わるということでもありますけれども、拠点施設を守るというところでは、民間の方の知恵を借りる形になりますので、私は、その拠点施設を守るというところについては、これがうまくいかなければ、また、ほかにも影響を与えると。ほかの拠点施設にも影響を与えてくるということからすると、私は、支援にも、いろんな形があると思いますけれども、これは、積極的な町の支援というのが、実は必要なのではないかな。

先ほど、千種議員の話に出ていました厨房については、事前に見た方は、かなりこれは、動線が悪いのと、それから衛生状態がかなり悪いと。これは、過去、その面では、衛生管理が十分でなかったというふうなことがありますので、今、町長の話では、大きな額の予算を予定をしていないということでありましたけれども、その点については、私は、支援というのが必要なのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ゆう・あい・いしいを建設した経緯という中から、地域で当然これ

まで、皆さんが出資をして会社をつくり、みんなで協力しながら経営をされてきた経緯、その点から見ても、地域の皆さんにとっても、ゆう・あい・いしいというのは、そうした経緯でつくられてきたものだという、だから、そういう思いというのは、非常にまだまだ、当然ありますし、それがあってこそそのゆう・あい・いしいだというふうに思います。

ただ、今回のように、地域の経営だけでは、としてはやっていけない。経営する方もいないということで、外から公募によって、この施設を運営をしていただく人を探したと。そういう形で、今後、この施設を活用して、そうした民間の方に経営をしていただくという形になるわけですが、やはり、ここの経営において、ティー.エス.ビーの榎本さんにおいても、地域とできるだけ協力いただいて、例えば、そこで勤務していただく方等においても、働いていただく方においても、地域からも雇用を、ぜひして勤めていただきたいと思います。また、地域の方にも活用、利用をいただきたいということを、強く言われております。

ですから、そういう意味で、地域としても、当然、そういう応援はしていただかなければ、なかなか、こういう施設の運営というのは、軌道に乗らないだろうというふうに思っております。

そういう意味で、町としても、地域の人たちと一緒に、いろんな面での活用、利用についての応援は、支援はしていくことが必要かというふうに思っております。

ただ、施設の、そうは言っても、この民間で貸し付けて、ここで営業として経営をしていただくわけですから、町がそうした財政面といいますか、施設の面で、施設の維持管理、そういう面まで、いつまでも支援をしていくと、負担をしていくということは、これはやはり経営としての考え方の中で、これは私は、ほかの逆に施設、ものにも影響をします。

地域の拠点だからと言って、建物本体は町が貸し付けて、建物は町のものですけれども、それにかかる通常の、そうした老朽化による施設の設備の更新とか、設備の修理、こんなものは、やっぱり経営の中で、きちっとやっていただくことが、これがやっぱり必要だというふうに、私は思っております。

ただ、今回、貸し付けるという、当初、スタートの中で、最低というのは、その施設として、そうした営業活動ができる状態にしてということは、あるわけですが、ただ、備品にしても、料理とか、そういうものの内容、先ほど言われたように、その調理をされる方の使い勝手、そういう中で、変更されるというようなことについては、これはやはり、新しい経営者の中で考えていただくことであって、これまで、今まで使えていたわけですから、それが、廣利議員が言われるように、衛生状態が悪いと言われたら、それは、私も見させていただいて、一番傷んでいるところは厨房です。それは、厨房は毎日使っていますし、毎日料理していますから、汚れもついています。こういうものは、きちっと衛生管理というのは、そういう掃除をして、そうした衛生的に、経営者が、今度、考えてやってもらわなければならないわけで、調理器具の中でも、ガスとか一番メインになるところなんていうのは、古くなっていることは確かなんですけれども、料理の内容によって、やっぱりああいうものは違うので、今後、使いやすいものに、そのものについては変えたいということは、聞いております。

ですから、例えば、お風呂とか、そういう水漏れをしているとか、腐って危ないとか、そういうような箇所、点については、町として貸し付ける前に修理をして、貸し付けをするということで考えておりますので、当然、そういう気持ちとしては、さらに地域としても、これが成功できるように、ゆう・あい・いしいが地域のためにも運営が軌道に乗り成功できるように、町としてできる必要な支援はするというところで、考え方は、思いとしては、そういう思いで臨んでいきたいと思っております。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 結局、町のスタンスについて、地元の協力ということ、当然、そうなんですけれども、結局、町のほうのリードというのか、そのあたりが大事かなというふうに思います。

ですから、同じ事業をやっていく時に、民間の力で、そういう形で、言ってみれば、そういう拠点施設を守ってもらうという形になりますので、もう一段、町のスタンスというところで、聞かせていただければ、支援というところについて、物心両面いろいろあると思うんですね。だから、そのところについて、もう一段踏み込んだ支援というのは、いかがかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 廣利議員言われる、踏み込んだと言われるのが、どこまで踏み込むのか、踏み込み方によって、今、先ほどお話のような、いろんな設備まで全部更新して、真っ新にしてというように、また、使われる方の要望を聞いて、厨房を全部改造するとか、私は、そこまでは、やっぱりできないというふうに思います。

廣利議員が、前にもお話の中で、非常に傷んでいるところもある。客室なんかもあのままではということで、クロスなんかも剥がれているのではないかとというお話があったんですけども、私も、ずっと点検させていただいて、きれいな状態です。ある意味で、あれだけ使ってきて、そんなに今、例えば、客室になっている部分で、クロス張りかえたりするようなどころは、実際、私は、確認ができませんでした。

外装なんかも、1回全部、外、防水なんかをし直して、吹きつけなんかもして、きれいにしております。といたか、そういう面も一度大雪の時に、かなり傷んで、全部、かなりやりかえたりして、これまでも、かなりメンテできれいにはしてきております。

そういう中で、確かに、厨房は、その中心部になるので、心臓部になるので、器具も古いですし、それは動線についても使い勝手の悪いところはあるかもしれません。

でも、これまで、それで実際に運用してきた中で、その点については、営業をしながら、今度の新しい経営者のほうで、改善すべき点は、改善していきながら、努力をしていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、町としては、地域と一緒に、そうした運営の面で、特に活用面ですね、利用面で、できる限り、そこを紹介したり、町としても、そうした団体とか、そういうところに営業されるということであれば、そういう情報を経営者のほうに、経営される方に、一緒に相談に乗ったりして、運営をしていきたいと、そういうことで考えたいと思います。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいですか。

[金澤君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、1番、金澤君。

1 番（金澤孝良君） 地域密着型の雇用方針ということなんですけれども、雇用なんかの説明会は、もう開かれているんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 中石課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 雇用、地元の雇用につきましては、今回、施設を使用していた
だきたく、ティール・エス・ビーさんのほうでは、支配人と料理長、そのほかの料理長以外の
ほかの職員については、地元雇用をしたいという形で考えておられます。

で、前にゆう・あい・いしい、地元で、運営をされていた時に、働いておられた方等に
声をかけたりというふうな形の場合はされておるようです。

ただ、今、おっしゃるような説明会というような形では、まだ、開かれていないという
のが現状でございます。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、1 番、金澤君。

1 番（金澤孝良君） 地元の説明会はしていただいて、地域密着ということなので、でき
るだけ雇用にも結びつけられればいいと思うんですけれども、ちょっと、先ほど、長谷の
小野の駅のことが出たんですけれども、あそこを誘致される時に地元説明会で、いろい
ろと雇用の話もあって、うちの娘も、その時にフリーターしていましたんで、その話を聞き
に行ったわけなのです。障害者施設ということで、地元雇用を何人かしたいという説明が
あったようです。僕は行っていませんけれども、娘が行きまして、そういった話をしてい
たんですけれども、実際に、現実に関園されたら、その説明した方以外の経営者が来て、
やられたと。やっておられると。今の形としては、十分にうまいこといつているようなん
ですけれども、雇用関係は、地元の方は、今、使用されていないと思うんですけれども、
そういった雇用があるような形で誘致されたんですけれども、現実にはなかったというこ
ととで、そういうことがないように、この地元石井、ゆう・あい・いしい、皆さんも期待
しておられると思いますので、十分に説明していただいて、雇用、何人でも確保できるよ
うにしていただければなと思うんですけれども、その点を行政のほうも十分にしっかりと、
監視という言い方悪いんですけれども、十分に管理面でも力を入れていただきたいなと希
望するところでございます。

以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。返事要りますか。

1 番（金澤孝良君） いや、結構です。

議長（山本幹雄君） 結構ですか。

ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 86 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 86 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 86 号、町有財産の無償貸付けについて（みどりの健康舎ゆう・あい・いしい跡地）は、原案のとおり承認されました。

日程第 10. 議案第 87 号 町道路線の変更について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10、議案第 87 号、町道路線の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 87 号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。
町道路線の変更案件 2 路線を上程をさせていただいております。
まず、整理番号 4 万 1,024 番、路線名、茶屋 2 号線及び、整理番号 4 万 1,037 番、路線名、三本松 2 号線の 2 路線は集落内の生活道として利用形態と認定の相違により、終点が変更になる路線でございます。
以上、2 路線の町道路線の変更につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、議案第 87 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
ただ今、議題としております議案第 87 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 87 号、町道路線の変更については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 11. 議案第 88 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 11、議案第 88 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 88 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」の一部改正により、第 26 条の 3 第 3 項が新設をされ、関係する「兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱」の一部改正が行われたことに伴い、佐用町福祉医療費助成事業条例の一部を改正して、県と同じく 9 月から適用するものでございます。

改正内容につきましては、地方税法第 295 条の規定により、同法第 292 条第 1 項に規定する、寡婦等については、前年の合計所得金額が 125 万円以下である場合には、市町村民税が課されないこととされている一方、未婚の母又は未婚の父は、同条の規定が適用されておりません。福祉医療費助成事業については、寡婦等と未婚の母又は、未婚の父の不均衡を是正するため、未婚の母又は、未婚の父についても、地方税法上の寡婦控除の適用があったものとみなして、寡婦控除のみなし適用を実施するものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 88 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 産業厚生委員でないの、ちょっとこの場でお尋ねします。

未婚の父とか、未婚の母というようなことで、この佐用町では、該当者が幾らぐらいいらっしゃるのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） ただ今のご質問でございますけれども、まず母子家庭の状況をご説明申し上げます。母子家庭が、現在、113 世帯。父子家庭が 8 世帯。遺児世帯、1 世帯、合計 122 世帯でございます。そのうち、未婚の先ほどございました世帯が 6 世帯でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 88 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 12. 議案第 89 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 12、議案第 89 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 89 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この条例改正は、本年 6 月議会において農業共済条例の全部改正のご承認を得たところでございますが、その後、平成 30 年 8 月 31 日付けで農業保険法施行規則の一部改正があり、佐用町農業共済条例の一部を新たに改正する必要が生じたものでございます。

また、条例の改正に当りましては、条例の雛形を農林水産省が作成し、兵庫県と兵庫県農業共済組合連合会が協議を行った後に、県下の農業共済組合へ示されておりますが、その雛形となる「模範事業規程及び模範条例」において誤植が見つかったことから、「農業保険法施行規則の一部改正に伴う条例改正」に合わせて改正するよう、農林水産省より指示があったものを含めた改正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 89 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 89 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 13. 議案第 101 号 佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 13、議案第 101 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 101 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の改正につきまして、提案のご説明を申し上げます。

8 月の全員協議会でご報告させていただきましたが、奥海簡易水道前処理施設整備工事を施工するに当たって、認可変更を伴うことから、上月上水道と奥海簡易水道を経営統合する変更認可の申請をしておりましたが 8 月 14 日付で認可をされました。

これによりまして、上月上水道事業と奥海簡易水道事業は上月簡易水道事業として事業変更し、公営企業法を適用する簡易水道事業として改正が必要となりましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、上月、奥海を除く、佐用中部と佐用簡水、南光南部、北部、三日月簡易水道事業につきましては従来どおりの公営企業法非適用として事業運営してまいります。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 101 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 101 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 101 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長（山本幹雄君） ここでお諮りします。休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩とり再開を午前 11 時 15 分とします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（山本幹雄君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

-
- 日程第 14. 議案第 90 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 15. 議案第 91 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16. 議案第 92 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 17. 議案第 93 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 18. 議案第 94 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 19. 議案第 95 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 20. 議案第 96 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 21. 議案第 97 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 22. 議案第 98 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 23. 議案第 99 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 24. 議案第 100 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 14 から日程第 24 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第 14、議案第 90 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）についてから、日程第 24、議案第 100 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました佐用町一般会計並びに特別会計補正予算案、議案第 90 号から議案第 100 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 90 号、佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）から説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,261 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 8,713 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、1,174 万 1,000 円の減額。うち、国庫負担金は、障害者支援費負担金の増額などにより、1,711 万 6,000 円の増額となり、国庫補助金は、小中学校空調設備整備事業の補助金の減額などにより、2,885 万 7,000 円の減額でございます。

県支出金につきましては、1,291 万 1,000 円の増額。うち、県負担金は 617 万 7,000 円の増額、国庫負担金と同じく、障害者支援費負担金の増額などがございます。県補助金は、農林災害復旧費補助金などの増額により、673 万 4,000 円の増額。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 3,290 万円の増額でございます。

諸収入につきましては、雑入 4 万円の増額。

町債につきましては、4,850 万円の増額でございます。内訳として主なものは、義務教育施設整備事業債は、小中学校空調設備整備事業の事業費の増額及び、財源となる国庫補助金の減額により、起債を 4,600 万円増額いたしております。農林水産施設災害復旧事業債は、事業費の精査により 1,340 万円の減額でございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。予算書 2 ページをご覧ください。

まず、総務費につきましては、798 万 3,000 円の増額。うち、総務管理費は 725 万 5,000 円の増額で、主なものといたしましては、姫新線利用促進費に、上月駅と三日月駅のトイレ改修工事費を追加計上いたしております。徴税費、戸籍住民登録費は、それぞれ 18 万円、54 万 8,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、5,703 万 6,000 円の増額。うち、社会福祉費は 5,558 万 9,000 円の増額で、国民健康保険特別会計繰出金や障害福祉サービス費の増額などがございます。児童福祉費は 40 万円の増額。国民年金事務取扱費は 104 万 7,000 円の増額でございます。

衛生費といたしましては、簡易水道事業特別会計繰出金の減額などにより、507 万 3,000 円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、558 万 1,000 円の増額でございます。うち、農業費は、県営土地改良事業負担金など 291 万 6,000 円の増額。林業費は、森林資源活用事業補助金など 266 万 5,000 円の増額でございます。

商工費につきましては、笹ヶ丘荘特別会計繰出金を 50 万円増額いたしております。

土木費につきましては、162 万 8,000 円の増額。うち、道路橋梁費、都市計画費は、それぞれ 20 万円、32 万 4,000 円の減額でございます。下水道費は、特別会計繰出金を 215 万 2,000 円増額いたしております。

教育費につきましては、2,895 万 5,000 円の増額。うち、小学校費は、空調設備整備事業において、三日月小学校の事業費のみを残して、8,900 万円の減額でございます。中学校費は、同じく空調設備整備事業として、佐用・上津・三日月の 3 中学校の工事請負金 1 億 1,750 万円を追加計上いたしております。なお、空調設備整備事業の財源としては、国庫補助金及び、補正予算債を活用する予定でございます。社会教育費、保健体育費は、それぞれ 35 万 5,000 円、10 万円の増額でございます。

災害復旧費につきましては、1,400 万円の減額。農林水産施設災害復旧費におきましては、台風被害による農地等の復旧事業費を精査した結果、1,400 万円の減額でございます。

次に、繰越明許費の追加でありますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして、ご説明をさせていただきます。予算書 4 ページをご覧ください。佐用・上津・三日月の 3 中学校の空調設備整備事業費につきまして、予算の全額を繰り越して平成 31 年度での事業実

施となるため、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を設定するものでございます。

最後に、地方債の変更でございますが、第 3 表、地方債補正によりまして、ご説明をさせていただきます。

駅舎整備事業、交通安全施設整備事業につきましては、事業費の増により、合併特例債を増額するものでございます。

道路長寿命化事業は、公共施設等適正管理推進事業債を追加計上することにより増額。

義務教育施設整備事業につきましては、三日月小学校と、佐用中学校・上津中学校・三日月中学校の空調設備整備事業の財源として、国の補正予算債を活用するため増額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 91 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,147 万 9,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 4,595 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

県支出金につきましては、533 万 8,000 円の増額で、内訳は普通交付金の増額でございます。

繰入金につきましては、4,614 万 1,000 円の増額でございます。うち、他会計繰入金におきましては 1,614 万 2,000 円の増額。基金繰入金におきましては、国保準備基金繰入金 2,999 万 9,000 円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

保険給付費につきましては、533 万 8,000 円の増額で、一般被保険者高額療養費の増額でございます。

諸支出金につきましては、4,614 万 1,000 円の増額で、償還金及び還付加算金におきまして、保険税還付金を 50 万円の増額、前年度の療養給付費交付金等の精算金額確定に基づく返還金 4,564 万 1,000 円でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の説明いたします。

次に、議案第 92 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 773 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金は、他会計繰入金で 26 万円の増額。

諸収入は、58 万 5,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費は、26 万円の増額で、電算システム改修費でございます。

諸支出金は、58 万 5,000 円の増額で、保険料還付金でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 93 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 7,993 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 1 万 2,000 円の増額。地域支援事業費の法定負担分でございます。

支払基金交付金につきましては、1 万 3,000 円の増額で、同じく地域支援事業費の法定負担分でございます。

県支出金におきましても、同様に、県補助金 6,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、34 万 7,000 円の増額でございます。うち、一般会計繰入金におきましては 1 万 5,000 円の増額。これにつきましても地域支援事業費の法定負担分でございます。基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金 33 万 2,000 円を増額計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費におきまして、手数料を追加計上いたしておりますが、同一科目内で予算額の増減調整を行っております。

次に、保険給付費につきましては、介護予防サービス等諸費におきまして 1,279 万 2,000 円の増額でございますが、その同額を、介護サービス等諸費におきまして相殺減をいたしております。

地域支援事業費につきましては、その他諸費 4 万 8,000 円、総合事業に係る審査支払手数料の増額でございます。

諸支出金につきましては、33 万円の増額で、償還金及び還付加算金の増額でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 94 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,179 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、9,000 円の減額、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、民生費につきまして、老人ホーム費におきまして、9,000 円の減額で、リース料の予算整理等でございます。

以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 95 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 689 万 1,000 円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 6,551 万 1,000 円に改めるものでございます。

今回の補正の主なものは、消費税の還付金の増額に伴う一般会計繰入金の減額と、機器修繕に係る工事費及び資材購入に係る原材料費の増額でございます。

まず、歳入から説明をいたします。

諸収入につきましては、雑入、消費税還付金及び還付加算金 1,306 万 4,000 円の増額。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 617 万 3,000 円の減額で平成 29 年度決算の確定によるものでございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費におきましては、689 万 1,000 円の増額で、南部浄水場、三日月低区配水池の機器修繕に係る工事費と、漏水工事の増加に伴い保有資材が減少したことから、今後の漏水対策への備えとしての資材購入に係る原材料費でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 96 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算

案（第2号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 215 万 2,000 円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 7,228 万 2,000 円に改めるものでございます。

今回補正の主な理由は、管理費の増額でございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 215 万 2,000 円増額でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、215 万 2,000 円の増額であります。

その中身につきましては、管理費のうち、農集排施設と統合いたしました佐用処理区に係る電気使用料 215 万 2,000 円を増額するものであります。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 97 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 110 万円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,835 万 9,000 円に改めるものでございます。

今回補正の理由は、農業集落排水施設管理費の増額でございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 110 万円増額であります。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、110 万円の増額でございます。その中身につきましては、農業集落排水施設管理費のうち、浄化センター汚泥処分費を 110 万円増額いたしましたものでございます。

以上で、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 98 号、平成 30 年度西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10 万円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 325 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

歳入につきましては、水道使用料徴収金 10 万円の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。教育費につきましては 10 万円の減額でございます。内容につきましては、社会教育総務費におきましては、共済費 3 万 8,000 円の増額でございます。グループロジ運営費におきましては、消耗品費 10 万円の減額、燃料費 10 万円の増額、水道料 10 万円の減額、役務費 10 万円の増額でございます。天文台公園運営費におきましては 13 万 8,000 円の減額で、電気料 30 万円の減額、修繕費 54 万円の増額、スターダストイベントの中止による特別事業委託料 39 万 1,000 円の減額、電気室改修工事の入札減による工事請負費 70 万円の減額で、電子図書購入による備品費 60 万円の増額が主なものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 99 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,448 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、50 万円の増額で、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、50 万円の増額といたしております。

す。全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、修繕費 50 万円の増額でございます。

以上、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額に収入・支出それぞれ 3,330 万円を増額し、収入支出総額を 1 億 4,333 万 5,000 円にするものでございます。

内訳といたしまして、家畜共済勘定において 3,150 万円の増額で、収入については、新たに大規模畜産農家の家畜共済引受による家畜共済掛金、家畜保険金、技術給付金の増額を見込んでおります。

支出につきましては、共済掛金の増加による連合会への保険料及び技術料の補正でございます。なお引受頭数に関しましては平成 31 年 1 月の引き受け開始により 2,580 頭を見込んでおります。

以上、佐用町農業共済事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

それぞれ、議案第 90 号から議案第 100 号まで補正予算案につきまして、それぞれ説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 90 号から議案第 100 号につきましては、12 月 14 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 25. 同意第 3 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 25 に入ります。

日程第 25 は、同意第 3 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 3 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

本案件は、教育委員、塚崎博行氏が、平成 30 年 12 月 26 日をもって任期満了となるため同氏を再任しようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、同法第 5 条第 1 項の規定により、平成 34 年 12 月 26 日までの 4 年となっております。

なお、塚崎博行氏の略歴につきましては、再任でございますので説明は省略させていただきます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今、議題にしております同意第3号につきましては、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件につきましては、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第3号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、同意第3号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第26. 請願第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第26に入ります。

今期定例会に請願1件を受理しております。

請願第4号の「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書は、会議規則第87条第2項の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第4号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。13番、平岡きぬゑ君。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） ただ今、上程されました請願について、請願書を朗読して提案の説明とさせていただきます。

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書として、請願の趣旨、アベノミクスによる異次元の金融緩和によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。雇用の流動化が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしかつげず、自立できない人が増え、厚生労働省によれば2017年の婚姻率は0.49推計値です。出生率も1.14に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子供

の成長・発達を阻害しているという貧困の連鎖、大きな社会問題となっています。

2018年の改定による地域最低賃金は、最も高い東京で時給985円、本兵庫県では871円、最も低い地方では761円です。毎日フルタイムで働いても月11万円から14万円の取りにしかならず、これでは憲法が保障する健康で文化的な最低限の生活はできません。しかも、時間額で224円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生する上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は「最低賃金を毎年3パーセント程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指す」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現行の最低賃金の低さを認めました。しかし、年3パーセントの引き上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになります。政治決断で、直ちに1,000円に引き上げるべきです。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に先進国に例のない「支払能力」が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較しています。こうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を進行させているのです。

憲法は「すべての国民は、法の下に平等」「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなくてはならない」としています。最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。

よって、最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、以下の事項を内容とする意見書を国に提出するよう請願します。

- 1、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金をすぐに1,000円に引き上げること。
- 2、全国一律最低賃金の確立等、地域間格差を縮小するための施策を進めること。
- 3、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。

以上です。よろしく審議の上、採択していただきますようお願いいたします。説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 1点だけ、最低賃金については、経済状況、ゆるやかな回復傾向によって近年、ここ10年ぐらいですか、全国加重平均でも2パーセントから3パーセント

の引き上げがされてきております。

先ほど言われるように、地域間格差があるものの、まあまあ中小企業への景気牽引対策の効果があらわれていると思っています。

しかし、一気に10数パーセントの上昇、1,000円に引き上げるということは、現在のそういう経営状況の中では、現実的には不可能でないかというふうに思います。

この団体、西播地域労働組合総連合会ですか、この団体は、どのような、そのへんを考
えられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10番（金谷英志君） 国会答弁の中でも述べられているんですけども、最低賃金を時給1,000円以上に引き上げる場合、雇用者全体約2割に当たる932万人が賃上げの対象になります。そのために必要な総額2兆2,000億円は、そこでは従業員規模を100人未満の企業を対象として、最低賃金を900円に引き上げる段階で最大で4,000億円程度。1,000円に引き上げる場合でも9,000億円程度。もちろん、この中には、黒字企業もあるでしょうから全てを国が助成しなくても、最大ですから、これぐらいの金額を見込んでいるということですけども、企業に対する応分の負担、これはできると思います。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。ほかありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。まず、反対討論から。反対討論。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） 小林君。

5番（小林裕和君） 最低賃金の地域間格差はあるというものの中小企業への、先ほど申しましたように景気牽引策も効果があらわれて、景気が上がることによって賃金が上がってくるというような感じで思っております。

しかし、現状で、先ほど申しましたように、一気に10数パーセント、1,000円に上げるということは、その中小事業者に多大な負担をかけていくものです。

国のほうで支援をし、財源を確保したらというお話もあるでしょうけれども、なかなか今の現状では、そうすぐには、そういう形はいかないということで、そういう経済状況の足かせになりかねないということを考えて、この請願の採択には反対いたします。

議長（山本幹雄君） はい、ほか討論ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 請願第4号、最低賃金改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願の賛成討論を行います。

政府は、金融緩和や減税で大企業のもうけを増やせば賃金が上がり、雇用も増えると、バラ色の経済政策、アベノミクスを掲げてきましたが、大企業のもうけは、ため込みにまわるばかりで賃金は上がらず、税金や社会保険料などの負担増のために可処分所得が減って消費も減退しています。

このため政府も成長の成果を配分するとして、賃上げや最低賃金の引き上げを口にはしてきましたが、結果は全く不十分で政府は目標に掲げる時給 1,000 円にとても届いていません。

全国労働組合総連合の最低生計費の調査でもひとり暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月 22 万円から 24 万円。年額 270 万円前後が必要という結果が出ており、時給に換算して約 1,500 円の最低賃金を実現するというのが切実な要求です。

日本弁護士連合会は、働いているのにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされていると貧困問題の解決のためにも最低賃金を大幅に引き上げることを求めています。

また、最低賃金の地域間格差は地方での労働力不足を深刻化させていることを指摘して、格差の是正も訴えています。

この最低賃金の引き上げに当たって、中小企業への支援を抜本的に強化することが重要です。

アメリカでは 2007 年から 2009 年の 3 年間で最低賃金を 41 パーセント引き上げ、540 万人分の賃上げを実施した時、5 年間で 8,800 億円の中小企業減税を実施しました。

フランスでは 2003 年から 2005 年の 3 年間で 11.4 パーセント引き上げた時、中小企業の社会保険料負担を 2 兆 2,800 億円軽減しました。

しかし、日本は 2011 年から 2014 年の 4 年間でわずか 149 億円にすぎません。最低賃金を引き上げても中小企業はやっていけるように大企業による単価の買いたたきなど、下請けいじめを厳しく規制するとともに社会保険料の負担軽減や賃金助成など中小企業の賃上げに抜本的な支援を行うべきです。

最低賃金の地域間格差をなくして、大幅に引き上げ、中小企業支援の拡充こそ求められていることを申し上げ、議員各位の賛同を求め賛成討論といたします。

議長（山本幹雄君） はい、ほかにありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより請願第 4 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

請願第 4 号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、少数です。よって、請願第 4 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書は、不採択とすることに決定しました。

日程第 27. 委員会付託について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 27 に入ります。

日程第 27 は、委員会付託についてであります。

ここで資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 11 時 55 分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

お諮りします。委員会等開催のため明日 12 月 5 日から 10 日まで本会議を休会したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る 12 月 11 日午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いします。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでありました。

午前 11 時 58 分 散会
